

連 結 事 業 年 度 等	・ ・	法人名
	・ ・	

**法 人 税 額 の 計 算**

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54
その他の連結所得金額 (1)－(50)－(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55

**地 方 法 人 税 額 の 計 算**

連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59

**この申告が修正申告である場合の計算**

法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	連結所得金額又は 連結欠損金額	60		地 方 法 人 税 額 前 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	連結所得の金額に 対する法人税額	68		
		課税土地譲渡利益金額	61				課税連結留保金額に 対する法人税額	69		
		課税連結留保金額	62				課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	000	
		法人税額	63				確定地方法人税額	71		
		還付金額	64	外			中間還付額	72		
		この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 ((16)－(63))若しくは((16)＋(64)) 又は((64)－(28))	65	00			外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	73	
		この申告前の 連結欠損金等の当期控除額	66					この申告により納付すべき 地方法人税額 ((44)－(71))若しくは((44)＋(72)＋(73)) 又は(((72)－(45))＋((73)－(45)の外書))	74	00
翌期へ繰り越す連結欠損金	67									